一般社団法人 日本子ども学会 定款施行細則

第１章　会員

（会員の権利）

第１条　定款第５条に定める会員は次の資格を有する。

（１）学術集会、研究会での発表資格

（２）学会誌への論文の投稿資格

（３）学会誌を受け取る資格

（４）学術集会など各種会合の参加費の割引資格

（入会金及び会費）

第２条　定款第６条に定める入会年度に納入すべき会費の金額は次のとおりとする。年度途中に入会した場合も同一金額とする。一度納入された会費は返金できない。

（１）正会員　：　7,500 円（うち 1,500 円は入会金に相当）

（２）一般会員：　7,500 円（うち 1,500 円は入会金に相当）

（３）学生会員：　4,500 円（うち 1,500 円は入会金に相当）

（４）賛助会員：　31,500 円（うち 1,500 円は入会金に相当）

２　入会翌年度以降に、会員が納入すべき会費の金額は次のとおりとする。一度納入された会費は返金できない。

（１）正会員　：　6,000 円

（２）一般会員：　6,000 円

（３）学生会員：　3,000 円

（４）賛助会員：　30,000 円

第２章　委員会

（任務、構成、運営）

第３条　当法人の事業を推進するために、運営委員会、財務委員会、広報委員会、研究開発委員会、榊原子ども学奨励賞運営委員会、小林登「子ども学」賞運営委員会、学会誌編集委員会を設置する。

２　委員長は原則として業務執行理事が担う。

３　委員長及び委員は、会員及び学識経験者の中から、理事会が選任する。

４　委員会は事業計画書及び収支予算書に基づき活動し、理事会に報告する。

５　委員会は内規を設け、理事会に報告する。

第３章　学術集会

（実行委員会の設置）

第４条　学術集会を実施するために、実行委員会を設置する。

２　実行委員会は年度ごとに設置する。

３　委員長（大会長）は学術集会の開催園・開催校の関係者が担い、理事会が承認する。

４　委員には２名以上の理事が加わり、その他の委員は委員長（大会長）が選任する。

５　委員長（大会長）は開催計画書及び収支予算書を作成し、理事会の承認を得る。

第４章　改正

第５条（改正）

本施行細則の変更は、理事会の決議を要する。

附 則

1 この細則は、2026 年３月 21 日から施行する

2 この細則の一部改正は、2026 年 11 月１日から施行する

以上